

人事案件についての反対討論（要旨）

2006 年 6 月議会

2006/7/6

上程されております、人事案件のうち、公安委員会委員の諏訪秀治（すわひではる）氏の選任と人事委員会委員の秋葉重貴（あきばしげたか）氏の再任、収用委員会委員の宮里一郎氏、同じく予備委員の迫一徳（さこかずのり）氏の選任に反対し、討論いたします。

公安委員会は、言うまでもなく都道府県警察を管理する役割を担っております。公安委員会は3名のうち2名が同一の政党に所属してはならないとされておりますが、警察行政が民主的、公平公正、不偏不党の立場に立って行われるためにも、政党所属だけではなく、偏った人事になってはならないと考えます。諏訪氏の選任によって、3名の公安委員のうち、2名までもが本県財界有力者が務めることになり、同意できません。

人事委員会は、人事行政に関する調査研究、企画立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる機関です。労働者の代表こそ必要であり、企業の代表といえる秋葉氏の選任に同意できません。

収用委員会は、土地の収用に関する裁決その他の事務を行うとされておりますが、行政の利益優先ではなく住民の立場に立っての対処が強く求められます。こうした意味から、2名の元県幹部の選任については同意できないものであります。

以上で、討論を終わります。